

高等教育機関における障害学生修学支援 コーディネーターの配置に関する一考察

— 広島大学の事例から —

岡田菜穂子¹⁾, 山本 幹雄¹⁾, 佐野 (藤田) 眞理子^{1,2)}, 吉原 正治³⁾

キーワード：障害学生修学支援, コーディネーター, 高等教育機関

A Study of the Role of Coordinators in the Support Services for Students with Disability
— Case of Hiroshima University —

Nahoko OKADA¹⁾, Mikio YAMAMOTO¹⁾, Mariko FUJITA-SANO^{1,2)}
Masaharu YOSHIHARA³⁾

Key word: Support Services for Student with disability, Coordinator, Higher education

I. はじめに

近年、多くの高等教育機関で、障害のある学生（以下、障害学生）に対する修学支援の取組が展開されている。また、日本学生支援機構の障害学生修学支援ネットワーク事業を始めとする全国的な支援の取り組みの情報共有が進み、障害学生修学支援の標準化が進んでいる。

このような背景のなか、障害学生修学支援のコーディネーターを配置する大学が増えている。これまで、障害学生修学支援に関わるコーディネーターを担当する人物の重要性について議論されてきた¹⁻³⁾。しかしながら、コーディネーターの資質や職務の身分に関しては標準化されている状況にはない。

そこで本稿では、広島大学（以下、本学）の障

害学生修学支援の事例をもとに、障害学生の修学支援に関わるコーディネーター業務を整理するとともに、コーディネーターを担う人物の職務的身分によるコーディネーター上の特性について整理し、コーディネーターを配置することを想定した場合の検討課題について議論したい。

なお、高等教育機関によって障害学生修学支援のコーディネーターの名称は様々であり担当する業務内容にも幅があるが、本稿では障害学生修学支援に関する連絡調整業務やインテイク業務を支援の拠点において日常的に担う者を「支援コーディネーター」と記す。

II. 本学の障害学生修学支援とそのコーディネーター

ここでは、本学における障害学生修学支援体制

1) 広島大学アクセシビリティセンター
2) 広島大学総合科学研究科
3) 広島大学保健管理センター

1) Accessibility Center, Hiroshima University
2) Graduate School of Integrated Arts and Sciences, Hiroshima University
3) Health Service Center, Hiroshima University

と支援の流れを概観し、支援コーディネート業務について整理する。

1. 本学の障害学生修学支援体制

まず、本学における障害学生修学支援の組織と支援の流れを概観したい。

本学では、支援に関する全学規則および全学的合意形成を行う全学会議（アクセシビリティセンター会議）のもと、全学的な支援を行っている。支援に関して主たる責任を持つのは障害学生が在籍する学部・研究科等（以下、学部等）であるが、支援を実施する学部等をサポートする全学的拠点としてアクセシビリティセンター（Accessibility Center。以下、AC）が設置されている^{4,5)}。ACの所掌事項は、障害学生の修学支援に関すること、アクセシビリティ教育及び支援開発に関すること、アクセシビリティリーダー人材育成に関すること、アクセシビリティ推進に関すること、である。

全学的な合意形成を行うAC会議は、各学部等から1名選出される支援担当教員（支援委員）と支援に関わる有識者で構成される全学会議である。支援に際しては、ACと支援委員とが連携を図っている。ACでは恒常的に、支援ニーズのある学生、支援を行う学生（以下、支援学生）、授業担当教員や窓口担当の事務職員をはじめとする当該教職員からの相談を受けたり、必要に応じて

支援内容の検討や支援学生への指示を行い、授業担当教員や学部等と連携しながら支援の実施や管理を行っている。

平成24年度現在、ACの教職員は、センター長1名（教授・兼任）、准教授1名、特任講師1名、特任助教1名、支援コーディネーター2名、事務職員2名、研究員2名である。これに加えて、ティーチングアシスタント（以下、TA）4名、学生コーディネーター（障害学生の所属学部等とACの連携を図る）1名、インターン（アクセシビリティリーダー資格取得者をACで週2時間～4時間程度雇用）21名、授業「障害学生支援ボランティア実習」履修生（以下、実習生）延べ約80名の学生スタッフがいる。平成24年現在、ACで障害学生修学支援の実務に携わる教職員・学生の内訳と、主要な支援業務・作業を表1にまとめた。

本学に支援コーディネーター（週30時間勤務）が最初に配置されたのは平成12年度で、専任教員が配置されたのは平成13年度からである。ACの取り組みや配置教職員の変化に応じて、支援コーディネーターの業務内容も変化してきた⁶⁾。現在の支援コーディネーターの主な業務は、学生・教職員の相談窓口業務、支援内容の検討、学生・教職員・学部間の連絡調整、支援の進捗管理、支援情報の整理等である^{6,7)}。なお特任教員2名は、アクセシビリティ教育に関するプロジェクトに関わる特任であり、支援業務としては、支援学生に対

表1. 本学アクセシビリティセンター障害学生修学支援実務担当概要（平成24年度）

		人数 (名)	総括	イン テイク	支 援 内 容 検 討	支 援 学 生 指 導	支 援 者 派 遣	連 絡 ・ 調 整	支 援 進 捗 管 理	支 援 情 報 整 理	教 材 支 援	人 的 支 援
センター長	兼任	1	◎									
専任教員	専任	1	△	○	◎	◎	◎	△	○			
特任教員	特任	2		△	△	○	○	△	○			
支援コーディネーター	専任	2		◎	○	△	◎	◎	◎	◎		
学生コーディネーター	学生	1						○				
TA	学生	4				△					○	○
ALI	学生	21									◎	◎
実習生	学生	約80									◎	◎

◎中心的に業務に関与

○業務に関与

△必要に応じて業務を補助、あるいは間接的に業務に関与

する教育・人材育成に重点がある。研究員2名も同プロジェクトでの雇用で、支援との関わりは薄い。

2. 本学における障害学生修学支援のコーディネート

本学における障害学生修学支援のコーディネートの流れについて、支援の申請から、教材支援（点訳、字幕支援等）および支援学生派遣（ノートテイク、ガイドヘルプ等）が実施されるまでの流れを見ることで整理する。

支援の申請は、入試の特別措置から始まるケースと、入学後に支援の必要性を感じて申請に至るケースがある。支援の申請窓口は学部等であるが、支援に関する相談はACで受ける場合も多い。学部等は、障害学生からの支援の申請を受けて合格後相談を開催する。合格後相談には、障害学生、学部等から支援委員と事務職員、支援コーディネーターが出席するが、必要に応じて保護者や主治医、AC准教授や保管管理センター教員、チューター等の教員が加わることがある。また、一時的な怪我等で対応が明らかな場合は、合格後相談が簡略化される場合もある。合格後相談の場では、学部等の事務職員や支援委員が学部等に関わる情報を提供し、支援コーディネーターが支援に関する助言を行う。合格後相談の場では、支援の内容の具体を確定することはせず、支援の方向性を確認することにウェイトが置かれる。

合格後相談の結果を受けて、障害学生は支援コーディネーターの助言をもとに、配慮願いの文書を作成する。作成された配慮願いの文書は、支援委員の名前で支援委員から授業担当教員に周知される。配慮願いには、障害の特性や配慮の内容に加えて、必要となる支援の可能性について書かれている。支援の内容については、障害学生が履修する授業の様子を見ながら具体化されていく。

教材支援や支援学生の派遣が必要になる場合には、支援のための人的資源が必要となる。本学での主な人的資源の供給源は、ACが開講する授業「障害学生支援ボランティア実習」の受講生、およびACのインターンである。「障害学生修学支

援ボランティア実習」を担当し、インターンへの指導を行っているのはACの教員3名である。本学では現在、人材育成・人材活用プログラムを実施しており、アクセシビリティ支援と教育をリンクさせた取組（アクセシビリティリーダー育成プログラム）を行うとともに、アクセシビリティ支援に関する教育・啓発を図っている。

教材支援や支援学生派遣のスケジュール管理・連絡調整、支援学生へのケアは、支援コーディネーターが行い、支援学生に対する技術指導はACの教員3名が行っている。教材支援や支援学生の派遣に関わる障害学生・支援学生・教職員からの相談や、様々なフォローでは、支援コーディネーターがインテイクを行う。支援コーディネーターは、人的資源の供給源である実習生やインターンを総括するAC教員と密に連携をとることで、人材育成と人材活用のバランスを図っている。

さらに、重要な支援のコーディネートの流れには、期末試験の特別措置や全学的な合意形成が必要な事項がある。試験の特別措置に関しては、ACが助言やサポートは行うが、正規の支援ルートでは、障害学生が申請し、申請を受けて学部等が試験特別措置を決定し対応を行うことになる。試験特別措置の申請には、学生が所属する学部等のチューターもしくは支援委員のサインが必要である。特別措置の申請内容については、初回の申請ではACに相談して内容を固める学生がほとんどである。その場合は、支援コーディネーターがインテイクと助言を行うが、必要に応じて授業担当教員と申請前に相談をするケースもある。また、特別措置の申請後に、授業担当教員からACに相談を受けることもある。授業担当教員との相談は、支援コーディネーターが行う場合と、ACの助言のもとに障害学生本人が行う場合があるが、稀に3者で協議するケースもある。試験特別措置内容の決定は授業担当教員・学部等が行うが、特別措置の結果に関しては事後にACセンター長に報告される。

全学的な合意形成が必要な事案に関しては、通常は全学会議であるAC会議で審議される。また、必要に応じてACセンター長名、または副学長・

学長名で、当該学部等へ周知される。

以上のように、本学の事例から分かることは、支援のための各ステップに様々な立場の教職員や学生が関わっており、随時連絡調整が行われていることである。その連絡調整業務は、必ずしも支援コーディネーターが単独で行って成立するものではない。派遣先では支援学生が現場での作業の調整を行ったり、学部等内の教員間で必要な連絡調整を支援委員が担ったり、学内の設備の使用等に関しては事務内での調整が図られている。また全学的な合意形成のプロセスに関しては、ACセンター長や副学長・学長等の関与がある。障害学生修学支援を実施する中で連絡調整が行われるのは、支援の場から大学運営レベルまで様々で、このことから障害学生修学支援に関するコーディネートは全学的な組織の中で成立していることが分かる。

一般的な支援コーディネーターのイメージとしては、本学における支援コーディネーターの役割だけでなく、学生コーディネーター、支援委員、AC教員、場合によっては学部等の事務担当職員の役割をも含むことが多いと推定される。支援が多岐にわたるほど、関連する情報を集約し、支援の進捗を管理し、統一的な支援を支える役割が求められる。

Ⅲ. 高等教育機関における障害学生支援担当者の配置状況

日本学生支援機構の2007年の報告⁸⁾(以下、日本学生支援機構『実態調査』)によると、「障害学生の修学支援に関する業務を専門に行う担当者(障害学生修学支援コーディネーターを含む。以下、支援担当者)」を配置している高等教育機関は173校(14.1%)となっている。「障害学生の修学支援を対象とした専門部署・機関を設置している高等教育機関」は44校(3.6%)と低い割合である。「障害学生の修学支援に関わる規程等」の整備状況を見てみると、規定等の整備を行っている高等教育機関は97校(7.9%)。「障害学生の修学支援を対象とした専門委員会等の設置」は、高等教育機関129校(10.5%)で行われている。

支援担当者の配置、専門部署・機関の設置、規程等の整備、専門委員会の設置を支援体制整備状況の目安とすれば、日本学生支援機構『実態調査』からは、多くの大学等では支援体制が整備されている途中であるということが言える。また、コーディネーターを含む障害学生支援担当者の配置の割合に対して、専門部署・機関の設置、規程などの整備、専門委員会の設置の数値が低いということは、支援体制が整っていない状況下で、支援担当者が実働している現状があると考えられる。

2012年 PEPNet-Japan が公開した『大学および短期大学における障害学生支援担当者の業務内容・専門性に関する実態調査報告書』⁹⁾(以下、PEPNet-Japan『実態調査』)では「障害学生支援コーディネーターをはじめとする障害学生支援担当者」(以下、障害学生支援担当者)が取り上げられている。

PEPNet-Japan『実態調査』によると、「障害学生支援担当者の肩書」では、一般職が53名(26%)と最も多く、次いで障害学生支援コーディネーターや障害学生支援室スタッフといった障害学生支援関係者が51名(25%)となっている。全体では、障害学生支援関連と支援組織担当の教員が204名中59名で4分の1強を占めているが、それより障害学生支援に直接関連しない肩書を持つ障害学生支援担当者が多い事が分かる。

「障害学生支援担当者の職種」では職員が183名(85.9%)と圧倒的に多く、教員は24名(11.3%)に留まっている。また研究員3名、その他3名となっている。今回の調査では表に出ていないが、実際のコーディネート業務の一部を教職員以外の学生が担う大学等も、ある程度存在すると思われる。

高等教育機関によって支援体制の整備状況が異なることを考慮すると、障害学生修学支援のコーディネートに必要な業務内容を整理分類し、どのような職務的身分の人材がその役割を担当することが適当であるかを議論する必要がある。また障害学生修学支援の継続性の観点からも、恒常的な学生支援の中に、どのように障害学生修学支援の内容を組み込んでいくかを検討する必要があるだ

ろう。

IV. 支援コーディネーター配置に関する考察

本稿「Ⅱ」では、本学における障害学生修学支援のコーディネートの流れと、支援に関わる人々の支援への関わり方について整理した。本稿「Ⅲ」では、日本学生支援機構およびPEPNet-Japanの全国調査をもとに、全国の高等教育機関における障害学生修学支援体制の整備状況および支援担当者の配置状況について言及した。ここでは、これらの内容に基づき、支援コーディネーター配置の際に検討すべき課題について、職務的身分による特性をふまえて考察したい。

1. 障害学生修学支援の特性

障害学生修学支援は、修学上のアクセシビリティを担保するために、学生支援の一環として実施されるものである。それでは、障害学生修学支援の特徴とは何か。一般の学生支援と障害学生修学支援では、どのような点が異なると言えるだろうか。

障害学生のニーズは、学生の障害特性に依存して個別性が高いため、必然的に多様化し、より学生のニーズに適した個別対応が求められる。全学生に占める障害学生の割合が極めて少数であることも、支援ニーズの特別性の要因の一つである。障害学生修学支援のニーズは、極めて少数であり、迅速できめ細やかな個別対応が求められることになる。障害学生のニーズを予め想定することは難しく、また支援は恒常的なものとも限らないため、

具体的な対応方法を事前に準備できる範囲には限界がある。このため、ノートテイクや点訳支援といった多くの人的資源を必要とする支援も、学生が在学する4年程度の期間に限ったニーズとなるケースも少なくない。

2. 支援コーディネーターに求められる役割

我が国の高等教育機関における障害学生修学支援の歴史はまだ浅く、支援業務を担う人員の必要性は認められつつあるものの、どのような人材が必要かについては十分に整理されていない。支援を実施するには、障害学生への配慮が妥当かどうか、どの程度何を行うべきなのかを判断しなければならないが、支援に関する情報が乏しい中ではこの判断が難しい。障害学生の割合は低くニーズは多様で、支援の事前準備に限りがあるという状況下では、支援に必要な情報を集約し総べる役割が必要である。

1) 個別ニーズを把握するための十分なインテイク

支援に必要な情報を集約するためには、障害学生の個別のニーズを把握するために、インテイクに時間を割くことができる人員が必要となる。次に、インテイクで得た情報をもとに、俯瞰的に支援をコーディネートできる人材が求められる。公平性を担保するための学生支援においては、俯瞰的な視点が必要となるからである。

インテイクや俯瞰的な支援のコーディネーターを行う人材には、必ずしも「コーディネーター」という肩書が必要とは限らない。必要なのは、適当

表2. 障害学生修学支援の特性

ニーズ特性	<ul style="list-style-type: none"> ・全学生に占める割合が少数 ・障害特性に依存して個別性が高い ・ニーズが多様化しやすい
対応特性	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズへの迅速な対応が必要 ・個々のニーズに応じた、多様な個別対応が必要 ・ニーズの内容と期間を予め想定することが難しい ・具体的な対応方法の事前準備に限界がある

な人材を機能させるための仕組みである。支援コーディネーターが質の高いインテイクを行うためには、相談の第一選択肢となりうるような人物や部署へのアクセスが円滑であることも重要である。十分なインテイクを行い、適切な支援にこれをつなげるためには、支援のために必要な業務の何を誰が担うのか、言い換えると、支援に必要な業務を行うことのできる権限とバックグラウンドを持つのは誰かを踏まえて検討する必要がある。

2) 職務的特性を踏まえた教職員の連携

高等教育機関における障害学生修学支援実施のためには、学内の教員と職員それぞれの職務的身分で、何が可能で何が困難かを考慮する必要がある。

教員は、教育や学生への指導を行う立場上、障害学生が履修する授業を担当する可能性があり、また支援者の育成に参与することも可能と考えられる。職員は、日々の大学運営の実働を担うことから、多様な学生が学ぶことを想定して、大学の規則・規程等の管理運営、施設や設備の管理、カリキュラムの管理、学生への各種サービスの提供等を行うことが可能である。

しかし、教員・職員ともに単独で支援業務を行うことは難しく、支援の運営のためには教員と事務との連携を図る体制が求められる。

3) 支援学生の指導とフォロー

学生が障害学生修学支援に関わることは、教育的にも大きなメリットがある。しかし、そもそも学生の立場ではアクセス可能な情報に限りがあり、大学運営に関連する業務実施の権限もなく、支援の現場で行える裁量の範囲にも大きな制約がある。

ニーズのある障害学生や他の学生と同等の立場で支援に携わることは、同じ目線での理解や交流が図れるなどのメリットはあるが、あくまで大学として支援学生を育成しながら、活動をフォローする仕組みが求められる。

3. 支援コーディネーターの職務的身分

インテイクや俯瞰的な支援のコーディネーターが重要であることを考えると、支援コーディネーターには、支援に関わる権限や情報、人物へのアクセスを担保することが望ましい。また障害学生支援のためには、同時に支援学生への指導やケアが求められる。このことから支援コーディネーターの人材について職務的身分を踏まえて考えると、望ましいのは、教職員の身分で、学生のフォローに長け、かつ事務的な能力を備えた人材である。

日本学生支援機構やPEPNet-Japanの報告にあるように、支援に関する専任教職員を配置することは容易でないものと考えられるが、職員の支援コーディネーターを配置する大学は増えている。そして、支援コーディネーターに求められる資質には、職員の資質と教員の資質を併せ持つ要素がある。支援コーディネーターの配置には、職務的身分による支援業務の可能・不可能性を見極めて臨む必要がある。支援コーディネーターを職員として配置する場合は教員の要素をどのように補うか、教員を配置する場合には職員の要素をどのように補うかの議論が必要である。

4. 障害学生修学支援の体制づくり

支援体制における人員には限りがあり、高等教育機関によっては、支援のニーズが極端に少なかったり、経済的な事情から、障害学生修学支援に特化した専任の教職員を配置することが、現実的な選択肢になりえない場合がある。

専任教職員の配置が無い場合でも、障害学生修学支援の運営を可能とする仕組みについての議論が必要である。専任教職員を配置することが難しいとしても、規則を制定したり委員会を組織するなど、合意形成のメカニズムを形成すること自体は、高等教育機関の設置形態にかかわらず可能な範疇に入るかと思う。一般の学生支援では、既に学生支援のメカニズムが構築されていると考えられるからである。

支援コーディネーターには専任教職員の配置が望まれるが、専任教職員の配置が困難な場合は、

近隣の複数大学が連携してコーディネートに必要な要素を共有・相互補完する、あるいは、障害学生支援を組み込んだ総合的な学生支援体制を整備し、複数の職員でコーディネート業務を担う体制をつくる等が考えられる。また、ニーズが少ない時点で、ニーズが大きくなった時のための準備を行っていくことは重要であり、支援コーディネーターの役割を議論する際には、ニーズの多寡による不連続性をどのように処理していくかを念頭に置いておく必要もある。

V. まとめ

本稿では、本学の事例から、障害学生修学支援に関わるコーディネート業務を整理し、支援コーディネーター配置に関する課題を検討した。支援コーディネーターを配置する場合、その役割や権限の置き方には様々なあり方が考えられるが、いずれにしても、俯瞰的な支援のコーディネートを中心としてどう補うかを工夫していく必要がある。

参考文献

- 1) 大泉 溥：大学での障害学生支援のコーディネーター，教育と医学51(12)，1152-1157，2003.
- 2) 日本学生支援機構障害学生修学支援コーディネーター養成プログラム研究会：障害学生修学支援担当者のための事例解説（障害学生修学支援コーディネーター養成プログラム研究会報告書），2007.
- 3) 土橋恵美子：高等教育機関における障がい学生支援の場に関する一考察—同志社大学障害学生支援コーディネーターの立場から—，同志社政策科学研究，12(1)：71-89，2010.
- 4) 佐野（藤田）眞理子，吉原正治，山本幹雄：大学教育とアクセシビリティ—大学教育のユニバーサルデザイン化の取組，丸善，2009.
- 5) 佐野（藤田）眞理子，吉原正治編：高等教育のユニバーサルデザイン化—障害のある学生の自立と共存を目指して—，大学教育出版，2004.
- 6) 岡田菜穂子，山本幹雄，佐野（藤田）眞理子，他：広島大学における障害学生修学支援とコーディネーターの役割，総合保健科学，28：71-79，2012
- 7) 岡田菜穂子，山本幹雄，佐野（藤田）眞理子，他：障害学生支援における情報支援コーディネーター，平成18年度情報教育研究集会，講演論文集，608-611，2006.
- 8) 日本学生支援機構：平成19年度（2011年度）大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査結果報告書，2012.
- 9) 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）：大学および短期大学における障害学生支援担当者の業務内容・専門性に関する実態調査報告書，2012.